

<p>全国クレジット・サラ金 被害者連絡協議会ニュース NO.64 2007.2.12</p>	<p>発行 全国クレ・サラ被連協事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階 電話 03(5207)5507 FAX 03(5207)5521 Eメール:hirenkyo011@nifty.com ホームページ http://www.cre-sara.jp/</p>
---------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

07年 第1回全国クレ・サラ被連協代表者会議 大阪で開催

全国クレ・サラ被連協代表者会議は1月7日(日)午前9時00分～12時まで大阪・国際会議場で開催され、全国各地26の被害者の会の代表37名、2団体3名が参加しました。

議長に青野貴美子さん(松山たちばなの会)書記に吉田豊樹さん(夜明けの会)を選出し次の通り議事を進行しました。代表者会議は澤口宣男会長の挨拶の後、全国クレ・サラ対協事務局長の木村達也弁護士よりご来賓の挨拶を受け、その後議事に入り、今年の代表者会議・役員会・第25回被連協総会などの日程及び下記記載の諸課題について活発に討議し2007年の活動計画を決定しました。

昨年大勝利した貸金業法成立でともかく多重債務者を出させない仕組みができました。この法律を生かしていく活動はこれからです。全ての都道府県市町村にクレ・サラの相談窓口を設置させ、相談体制の充実と、低利での公的融資の充実、過払い金返還請求運動、そしてヤミ金融の撲滅・取締対策の強化などを求めて、被連協、被害者の会活動を明るく元気に頑張っていきましょう!

討議の内容・要旨を下記の通り報告します。

挨拶

明るく楽しい元気な被連協

内閣府の多重債務者対策本部から期待される被害者の会を!

被連協会長:澤口宣男

被連協の澤口です。各地でご活躍の皆さん!新年明けましておめでとうございます。

皆さんのおかげで昨年は良い年でした。皆さん有難うございました。

今年もさらに良い年にするよう私も全力で頑張りますので宜しくお願いします。

昨年7月に会長という大役を仰せつかり早いもので半年も経過してしまいました。この間、高金利引き下げ運動では100万人署名を目指して集会やシンポジウムを開催しデモ行進やマラソンリレーで皆さんと一緒に訴え、また、自民党と金融庁への抗議やビラまき、地方自治体への請願要請、国会傍聴、参考人質疑など、法律家・学者の先生方や各関連団体の皆さんと一緒に闘い、その結果、参議院本会議で金利引下げ実現が全会一致で可決、成立した時はうれしくて涙がとまりませんでした。皆さん!本当にご苦労様でした。そして、有難うございました。(涙)

3年後に確実に法施行できるよう各地で運動を盛り上げていきたいと思えます。

法公布にともない内閣に多重債務者対策本部が設置され有識者会議に被連協事務局長の本多さんが参加することになり、内閣の被連協に対する期待度もアップしてくるはずですよ。

3年後にも明るく楽しい元気な被連協であるためにも、早期に内閣府の多重債務者対策本部から期待される被害者の会を全国に展開させて多くの被害者救済活動を積極的に進めていくことが重要ではないかと思えます。そのためにも早急に被連協加盟各団体の意思統一が最重要では?と思っておりますが、被連協加盟団体全ての相談体制を統一することは会の成り立ちや相談員の立場の違いがあると思うので非常に困難であると思っております。

そこで私の意見ですが、“被連協カウンセリング相談マニュアルの留意点”として各会が必ず注意すべき項目を被連協として取り決め、その留意すべき点をベースに各会で相談マニュアルを作成してもらい事務局に提出してもらおうというのはどうでしょうか?

できれば各会の状況を事務局で把握する組織を考えるのも良いのでは?

思いつきの提案なので不足部分が多々ありますが、皆さんのご意見があれば何でも言って下さい。

今年1月には静岡県、福井県に被害者の会が結成されます。一人でも犠牲者を出させないため、青木ヶ原樹海、東尋坊などに自殺防止の看板を立てていきたいと思えます。

今年も全力で頑張らせていただきますので宜しくお願いします。＼(^0^)/

(代表者会議での挨拶と澤口会長のメーリングリストより)

被害の実態・現実をマスコミの前で生の訴え、これが世論形成をしてきた！
内閣府の多重債務者対策本部有識者会議に被連協参加！地方の行政に活用を！
過払い金返還など統計を取り、何人の多重債務者を救済したか競い合いを！

クレ・サラ対協代表幹事：木村達也

金利引下げを実現した、これは皆さん方一人一人が頑張っ活動されてきた成果です。とりわけ当事者の会、被害者の会の活動はメッセージ性が高い、被害者がアイフルの被害、団体信用生命保険の問題、武富士の被害など、マスコミの前で生の訴えをしてきた、これが世論形成をしてきた。

被害者の会の運動と、弁護士、司法書士、民主団体が全力をつくし達成したこの運動に自信をもって下さい、この力は3年後の揺り戻しを許さないだろう！年頭にあたり以下ご挨拶を申し上げます。

1. 内閣府の多重債務者対策本部有識者会議に被連協事務局長の本多さんが参加することになったことは大きいと思う、政府、社会に被連協が認知された。宇都宮弁護士と本多さんは有識者会議でクレ・サラ被害救済、多重債務者を出させないための意見を出してくれると思う。

この条件を120%地方の行政に対して活用する必要がある。行政は権威主義的なところもあり、国の意見を無視できない、地方自治体に被害救済、多重債務者対策の役割果たさせるよう、各地の被害者の会が運動していく必要があるし、アプローチもしやすくなるはずだ。

2. 今後3年間、対協・被連協は法施行、多重債務者救済に向けて全力を上げる必要がある、集会、相談会、利息制限法を活用し不当利得・過払い金返還請求を進めていきましょう！

3. 被連協の組織体制強化、被害者の会の相談体制を強化・充実をしていただきたい。全国の地方自治体に相談窓口を作ってもカバーしきれないものがあり、そこに被害者の会に対する期待がある、被害者の会には月に1回、週に1回の相談会というところもあるが、毎日相談出来るよう充実していただきたい。全国に被害者の会をつくることについては対協も一緒になって力を尽くしていきたい。

過払い金返還、調停、破産などの活動統計を取り、何人の方の多重債務者救済に取り組んだか、被害者の会で競争していただきたい、優秀な成績を上げた被害者の会を表彰するなど競い合い、ゲーム性を取り入れ被害救済に取り組んでもらいたい。

4. セーフティネットの課題として生活困窮者に対する相談がある。憲法25条、国の生存権の保障義務に基づく生活保護の申請を意識的に取り組む必要がある。今年生活保護のマニュアル本もできる、これを身につけて生活困窮者の生活の立て直しに努力していただきたい。

5. 次々販売など、お年寄りを狙った、過剰与信、悪徳商法等に伴うクレジット利用の被害の解決も今年の課題だ、不正・不公正な契約を見極める目を持つ必要がある。意識していないと見逃してしまう、社会の病根が出てこない。被連協として研修会・勉強会を企画してほしい。不当利得・過払い金返還請求でも5~6%の金利をつけさせて返還させないといけない、従前の知識だけでは不十分だ。

6. 地方自治体・行政に被害救済、多重債務者対策を求めるなど、行政を動かすためには、中日新聞の白井さんが言っているように議会で質問してもらう事は有効です。地方議会に意見書採択の運動してきた蓄積がある、司法書士さんと協力してもらい1800余の全ての自治体で取り組みしてもらいましょう！

7. 被連協から財政困難な窮状を訴えられている、今年クレ・サラ対協から被害者の会作りなど組織費用として50万円を支出することにした。自殺防止の看板設置費用についても支援を求められているが、弁護士、司法書士は、過払い金返還などで報酬を得ることになるのでカンパを呼びかけるなど工夫してもらいたい。

今年クレ・サラ対協30周年記念誌や改正貸金業法の解説本を発行する、被連協として販売していただき、手数料をとるなど財政に協力していきたい。又被連協として独自の出版を検討して下さい。

被連協代表者会議での決定事項

1. 2007年活動計画の提案・決定

事務局から07年の活動計画が提案され、討議しました。討議の内容・決定事項は下記の通りです。

被連協代表者会議 1/7(大阪) 4/8(松山) 7/8(未定) 10/3(未定)

被連協・相談員会議 2/3午前(大阪) 3/4午前(東京)

被連協第26回総会 6/3(京都)

2. 改正貸金業法、参議院付帯決議の積極的な内容の履行を求める活動

12月13日参議院付帯決議には、地方自治体に親切な多重債務者相談窓口を設置すること ヤミ金対策の取締、強化 過払い金返還を適切に テレビCMの自主規制 公的支援制度・セーフティネットの構築など私たちが望んできた積極的な施策が盛り込まれています。

この一つ一つを確実に実施していくことが今年の大きな課題です。

3. 「被害者の会」のない県をなくそう活動

後記記載のとおり、1月に静岡県、福井県で相次いで被害者の会が結成されました、被害者の会がない県は下記の8県です、今年中に全ての県で被害者の会結成にこぎつきたいと思います。

青森・秋田・山形：東北ブロック交流集会で推進中

茨城・山梨：司法書士中心で推進中

富山：金沢あすなる会・北陸ブロックを中心に福井につづいて富山でも作ろうと活動中

山口：広島つくしの会が呼び掛けている

高知：今年中に立上げ予定

4. 3月3日(土) クレ・サラ自死をなくす会の設立総会に参加を！

3月3日(土)午後1時30分～兵庫県民会館11階パルテホールでクレ・サラ自死をなくす会の設立総会が開催されます。(ご案内は後記の通りです)

借金苦による自殺防止、遺族の心のケア・二次被害をなくす目的です。

パネルディスカッションは「自殺対策基本法と自殺予防の取組みの現状と課題」～多重債務による自殺の観点から～です。参加をお願いいたします。

5. 被害者の会相談マニュアル作成について

内閣府に設置される多重債務者対策本部を軸に全ての都道府県市町村にクレ・サラの相談窓口を設置させる必要があります。同時に全ての被害者の会の相談体制の強化が求められています。

各地の被害者の会の相談体制の強化にあたり「被連協・被害者の会あり方ガイドライン」に沿った「統一した被連協・被害者の会相談マニュアル」作りを進めます。

全国クレ・サラ被連協被害者の会相談員会議を07年2月3日(土)午前9時～12時大阪いちょうの会事務所で開催し、相談マニュアルの作成について討議しました。

第2回相談員会議は07年3月4日(日)午前9時～12時、東京で開催いたします。

「統一した被連協・被害者の会相談マニュアル」は上記2回の被連協被害者の会相談員会議を以て検討して4月8日松山市で開催される被連協代表者会議で確定する予定です。

6. 3月4日(日) 利息制限法金利引下実現全国会議(仮称)創立総会総会に参加を！

3月4日(日)午前11時より利息制限法金利引下実現全国会議(仮称)創立総会、午後1時より記念シンポジウム、午後5時半より懇親会が東京主婦会館プラザエフ(東京・四谷駅徒歩1分)で開催されますので合わせてご出席下さいませようお願いいたします。(ご案内は後記の通りです)

7. ヤミ金融被害撲滅をめざす！

- ・クレ・サラ・ヤミ金融被害110番の実施
- ・全国一斉告発の実施(4月・10月)全国全都道府県参加目標
- ・五菱会系ヤミ金融事件の解決
- ・銀行口座凍結、携帯電話凍結の実施
- ・警察の対応、事例収集(具体的に)

8. 「私の過払い金返して下さい」運動！

みんなで取ろう過払い金・自分で取ろう過払い金！

過払い金返還請求対策委員会設立！

過払い金返還を力強く進めるため被連協に過払い金返還請求対策委員会を設立しました。

日常的に過払い金返還請求をどんどんやってみましょう！代表幹事・事務局は下記の通りです。

代表幹事：中山忠克弁護士(沖縄クレ・サラ被害をなくす会)

事務局：吉田豊樹(夜明けの会)

9. 「みちのく道場」被連協加入を決定！

所在地 〒023-1132 岩手県奥州市江刺区稲瀬字広岡222-215

電話 0197-35-5658 FAX 0197-35-5658

代表者 浅田健司 会員数 16名

推薦者 被連協副会長 豊岡あさ子(みやぎ青葉の会)被連協事務局長 本多良男(太陽の会)

クレ・サラ対協幹事 川上博基弁護士 クレ・サラ対協幹事 畠山幸夫司法書士

奥州市の民主商工会でクレジット・サラ金・商工ローン被害救済の活動としての道場活動を4年間活動してきていましたが、一般の方の相談も受けられるようにと、奥州市の教育委員会の援助を受けて一昨年スタートしました。

奥州市の「市民活動センター」を無料で借りて週1回相談活動しています。

10. 「盛岡クレ・サラ商工ローン・ヤミ金被害者の会(きつつきの会)」被連協加入を決定!

所在地 〒020-0015 盛岡市本町通 1-15-27 石川法律事務所気付

電話 019-623-2414 F A X 019-623-2415

代表者 藤村敬吾 会員数 20名

推薦者 被連協副会長 豊岡あさ子(みやぎ青葉の会) 被連協事務局長 本多良男(太陽の会)

クレ・サラ対協代表幹事 木村達也弁護士 クレ・サラ対協事務局次長新里宏二弁護士

一昨年第25回全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会in花巻を開催するにあたり岩手県の県都盛岡市に是非被害者の会を作ろうということで、花巻現地実行委員会を中心に準備し、昨年11月2日記念講演に木村達也先生をお迎えして結成総会を開き発足しました。

11. 「岐阜れんげの会」被連協加入を決定!

所在地 〒502-0939 岐阜市則武西2-1-17

電話 058-294-5900 F A X 058-294-6337

代表者 早野幸広 会員数 25名

推薦者 被連協事務局長 本多良男(太陽の会) 被連協常任幹事 川畑岩未(金沢あすなる会)

クレ・サラ対協役員 赤星守雄(西濃れんげの会)

クレ・サラ対協役員 水谷英二司法書士

岐阜市の民主商工会でクレジット・サラ金・商工ローン被害救済の活動としての道場活動をしてきていましたが、一般の方の相談も受けられるようにと、岐阜県大垣市の西濃れんげの会の援助を受け、昨年10月に独立しました。第1、第3日曜日に相談活動をしています。

12. 被連協役員の変更について

中国ブロック長 小林千恵さん(倉敷つくしの会) 退任、中村正美さん(呉つくしの会) 就任

副会長 伏島一也さん(桐生ひまわりの会) 退任、湯木智子さん(桐生ひまわりの会) 就任

尚、伏島一也さんは(被連協直属)として引き続きインターネット・ホームページ運用委員会責任者として活動していただくことになりました。

全国クレ・サラ対協事務局次長に新たに青野貴美子さん(松山たちばなの会)、中村正美さん(呉つくしの会)、峰松健さん(呉つくしの会)がそれぞれ就任しました。

多重債務者対策本部有識者会議第1回会議

1月29日内閣府多重債務者対策本部第1回有識者会議が開催されました、委員として出席した被連協本多良男事務局長は多重債務者の被害救済、及び多重債務者を発生させないため、以下の政策・提言をし、具体的な施策・政省令・通達・ガイドラインの作成の参考にするよう求めました。

記

多重債務者の被害救済のための政策提言

47都道府県、1800余りの全ての市区町村・自治体に実効性ある多重債務相談、クレ・サラ相談体制をしっかりと作っていただきたい。

行政の相談体制としては、長野県、岐阜県、奄美市、滋賀県野洲市など進んだ経験を持っているのでその実情、体制などを参考にして全ての都道府県、市区町村でできることから直ちに多重債務相談、クレ・サラ相談を実施していただきたい。

行政の相談体制には弁護士会・司法書士会に協力を求め、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会・被害者の会としても協力していきます。

相談にあたっては、追い込まれている被害者の心情を理解し、とりわけヤミ金融に対してはその場ですぐに対応して下さるようになっていただきたい。

行政の担当機関が相談を受け付けたという受理票を、債務者が債権者に送付した場合には、その後少なくとも1ヶ月間(他の法的解決機関に相談に行くまでの間)取立を行ってはならないという行為規制を行うこと。

公的融資制度の充実をはかること。生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金の貸付)については、融資枠現行5万円を当面50万円まで拡充すること。

又、市区町村の福祉貸付制度を新設・拡充すること。

ヤミ金融への取締強化・違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、ヤミ金融を撲滅すること。

被害者が警察署に相談に行ったら、「借りたものは払え」等不適切な対応しないで、ヤミ金融の撲滅のため、不法原因給付を徹底して、ヤミ金の銀行口座の凍結、携帯電話の凍結など、速やかにその

場でヤミ金の取締りに動くなど、追い詰められている債務者の心情に配慮し親切に対応すること。
利息制限法の上限金利を超える金利は支払う必要がないことなど正しく情報が伝わるよう広報していただきたい。

個々の債務者からの取引履歴の開示請求、過払い金の返還請求には誠実に対応すること。

サラ金などから7年以上取引経過がある場合など、過払い金がある場合はすすんで過払い金を返還すること、少なくとも支払い請求はしないこと。

クレジット会社のキャッシングの場合、過払い後の銀行口座からの自動引き落としを禁止すること。

安易な借入れを抑制するため、サラ金・クレジット業者のテレビ・コマーシャルを禁止すること、新聞、スポーツ紙、雑誌等への広告を禁止すること、プロ野球場、サッカー場、スケートリンクなど全てのスポーツ競技場にサラ金広告を禁止すること。

駅前など誇大看板広告を規制すること。

利息制限法違反の貸付広告は全て禁止すること。

自殺防止対策として「借金の解決は必ずできます、まず相談しましょう!」「借金なんかで死んではいけない」など国・都道府県・市町村で広報すること。「自殺の名所」とされている山梨県富士山麓青木ヶ原樹海、福井県東尋坊などに「借金の解決は必ずできます、まず相談しましょう!」などの自殺防止の看板を設置すること。

債務者が自殺等で亡くなった場合、遺族の悲しみ、苦しみに配慮し「相続放棄の手続き」があることを知らせ、遺族への請求をしないこと。

又遺族の悲しみ、苦しみに対する心のケアなど必要な援助をすること。

多重債務者対策本部有識者会議には日本司法書士連合会、中央労福協から委員を追加選任すること。

多重債務者対策本部第2回有識者会議

2月7日内閣府多重債務者対策本部第2回有識者会議が開催されました、岩手県における多重債務問題に対する取組みについてヒアリング、フリーディスカッションが行われました。

盛岡市消費生活センター主査の吉田直美さんより「借金の問題は必ず解決します」とはげましながら相談をしているとの報告がありました。一生懸命被害救済に取り組んで下さっている行政の方がここにもいるという事を知り、心強く思いました。

しかしヤミ金問題の取組みは、「警察に相談するように指示している」ととどまっているとの報告でしたので本多から「警察の対応はどうだったのか?」と質問したところ「借入れ元本を支払っていけば対応してくれている」あとは「電話に出るな」というような指導にとどまっているとの報告でした。

井口警察庁生活安全局生活安全課長は「相談にきたらその場でヤミ金に対して警告の電話をするよう指示している」「ヤミ金の口座・携帯電話から追うことにしているがなかなか捕捉できない」「109.5%を超える契約は無効だ利息は支払うなと指導している」「借入れ元本については不法原因給付にあたるかどうか微妙な問題がある」「改正貸金業法に基づくヤミ金融対策マニュアルを作成中だ」との答弁がありました。

本多からは被害救済の上で「とりあえず取立を禁止する」ことが重要だ「行政の相談窓口相談に来られたら受付票を交付し一定期間直接取立禁止」のガイドラインを作成したらどうかと提案しました。

市川金融庁金融会社室長は「法律上行政の相談窓口相談に来ただけで直接取立禁止措置をおくことは難しいがなんらかのマーキングが必要か?」と発言されていました。

被連協本多良男事務局長は下記の資料を提出し、資料の説明をしながら「鹿児島県奄美市の禧久さんや滋賀県野洲市の生水さんのような超人的な公務員がいなくても、一人でもその気があれば、大きな成果が上げられる、予算をほとんど使わなくとも相談活動をすれば、多重債務対策はできる、そのための職員の研修、そして全都道府県の担当課長を集めた「多重債務対策全国担当課長会議」を随時開催する」という提案、及び多重債務者対策本部が全国5都市で開催する「多重債務防止・救済のためのシンポジウム」の内容を充実すること、及びその前後に「多重債務相談」を実施することなどを提案したいと思いましたが、時間がなく次回以降に持ち越されました。

次回第3回会議は2月22日16時30分～18時30分です。誰でも傍聴できますご参加下さい。

尚ご意見ありましたらご連絡下さるようお願いいたします。

有識者会議に提出した資料

1. 47都道府県1800余りの全ての市区町村・自治体の実効性ある多重債務相談、体制の参考資料。

岐阜県多重債務問題対策会議の案内

滋賀県野洲市の住民・事件相談総合窓口ネットワーク・取組み

奄美市市民福祉部市民課市民生活課係 禧久孝一さんの行政からの報告

長野県の取組み 村上晃弁護士との報告

2. 自殺防止対策としての活動

東京新聞2月1日の記事

青木ヶ原樹海に「借金の解決は必ずできます、まず相談しましょう!」の看板設置

「借金で死なないで！生きていてほしい」「クレ・サラ自死をなくす会」3月3日のご案内
自死遺族の会設立にあたって夫が借金苦で自殺した奥さんM・Mさんの手記
母が借金苦で自殺した弘中照美さんの手記

3. 埼玉県における事件報告 警察署の不適切な対応事例
4. 多重債務者のための真のセーフティーネットの構築をめざして
相談窓口・生活保護・公的貸付の現状と課題を考える大阪集会の内容
朝日新聞記事 生活保護を受けず借金
朝日新聞記事 生活保護周知が先決

高金利引き下げ全国連絡会キャラバン活動についての提案

(夜明けの会 吉田豊樹)

キャラバン名称:「全国多重債務者掘り起こしキャラバン」(案)

目的: 多重債務者の掘り起こし
払わなくていい利息の周知
(全国一斉過払い金返還請求運動と連携し行う)
相談会の実施
全国都道府県、市区町村へ相談窓口設置呼びかけ

場所: 全国47都道府県

時期: 東ルート: 5月15日(火)埼玉県出発 記者会見・集会等
西ルート: 5月26日(土)滋賀県出発 記者会見・集会等
東西集結: 11月13日(火)東京到着 記者会見・集会等

内容: チラシ配布 相談会 講演・集会

実行委員:

吉田(夜明けの会)・小野(司法書士)・千原(労働金庫)・山崎(全国消団連)

その他、

- ・実行委員拡充
- ・被連協との連携
- ・各都道府県、責任者選出
- ・ルート作り(東ルート・西ルート)、日程作り
- ・東・西キャラバンカー確保(看板取り付け等)
- ・チラシ・ポスター作成
- ・実行委員会開催

青木ヶ原樹海に自殺を思いとどませる看板を7本設置!

「被連協・命の電話03-3255-2400」 転送電話で24時間体制で受信!

1月20日(土)山梨県富士河口湖町西湖青木ヶ原樹海に「借金の解決は必ず出来ます、私(澤口宣男・橋詰栄恵・吉田豊樹)も助かりました。まずは相談しましょう」という自殺を思いとどませる看板を7本設置しました。澤口宣男・橋詰栄恵・吉田豊樹さん3名の手記も冊子にしてご自由にお取り下さいと設置しました。被連協命の電話03-3255-2400は月曜日~金曜日の午後は被連協事務所で、夜間・土・日は夜明けの会の吉田さんが転送電話で24時間体制で受信することにしています。

看板設置行動の参加者は静岡県(ふじみの会)、山梨県の司法書士、夜明けの会、太陽の会、中央労福協、労金協会、埼玉県の久保田和志弁護士、全国ヤミ金対策協議会事務局長の木村裕二弁護士さんなど合計29名でした、皆さん寒い中ご苦労様でした。看板が一人の命でも救えればと願っています。

自殺された家族の方が花を手向けに青木ヶ原に行ってこの看板を見て「たいへんいいことをして下さい、ご支援します」との激励の電話がありました。

「借金苦の自殺ストップ」の記事は2月1日中日新聞と東京新聞に掲載されました。フジテレビ「特ダネ」も2月1日自殺防止の看板を放送しました。

新聞・テレビを見た方から2月1日、31件 2月2日、22件 2月5日、13件の電話が被連協事務局に入っています。名古屋の方から「自殺したい」という電話があり、かきつばたの会に相談するよう紹介しています。

吉田さんの方には67件の電話が入っています。このうち「リストカットを2回した」という方から電話が入り夜明けの会で相談を受けています。

一人でも犠牲者を出させない活動を頑張っていきたいと思います。

福井・東尋坊への看板設置をと思っていますが観光協会が反対していることから実現していません。

自殺を思いとどませる看板設置費用のカンパのお願い!

看板はアクリル版、アルミ製枠で1㎡四方の大きさに高さ1.5mの足をつけた、風雨に耐えられるしっかりしたもので看板の作成費用は1個25000円、10個で25万円、看板運搬用トラックのレンタルカーなど諸費用を含めて金40万円位かかります。

クレ・サラ運動にご理解・ご協力いただいている皆様に自殺防止看板設置、費用を募金のご協力をお願いしたところ今日までに金20万円を超えるカンパが寄せられています。まだ不足しています。

募金が集まれば東尋坊、足摺岬など全国各地にも設置することができます。過払い金返還された場合などご協力いただけるとありがたいと思います。

ご協力いただける場合は、下記口座にご送金いただければ幸いです。

今後ともよろしくご指導・ご協力下さいますようお願い申し上げます。

被連協・カンパの送金口座 みずほ銀行 銀座通支店 普通口座 1040634 名義 全国クレ・サラ被連協代表本多良男	被連協・カンパの送金口座 郵便振替口座 00170-5-667886 名義 全国クレ・サラ被連協
-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

1月20日静岡クレ・サラ被害者の会(ふじみの会)結成!

1月20日(土)午後、静岡クレ・サラ被害者の会(静岡ふじみの会)設立集会がありました。規約には「多重債務被害者の被害救済と自立的回復支援を目的とする」として、多重債務を自ら乗り越えた方たちが中心となって、自らの体験をもとに多重債務者の生活改善を支援していく会です。

記念講演は磐田市の服部病院院長・精神科医・山名純一先生が「薬物・アルコール・パチンコ・ギャンブル・借金依存症」についてわかりやすくお話しして下さいました。「依存症を治す唯一の方法は患者同士のミーティングを重ね、病を自覚することしかない」とのお話、被害者の会が取組んでいる、被害体験を語り合うミーティング・定例会と同じだと思いました。

「クレサラ被害者の会の役割」について木村達也弁護士及び参加者から意見交換も行われました。100名弱の参加でふじみの会が立派に設立されました。青木ヶ原樹海に自殺防止看板設置した多くの皆さんが静岡ふじみの会設立を祝い参加しました。静岡ふじみの会の名称は、「富士を仰ぐ」「不死身」を意味してつけられたとのこと。共に頑張っていきたいと思います。

静岡クレ・サラ被害者の会(静岡ふじみの会)

住所〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-56 山梨ビル2階

電話 054-270-4955 FAX 054-270-4966

代表者 会長 野崎繁男 事務局長 小寺敬二司法書士

相談日 毎週水曜日 18時~20時30分

金曜日 15時~19時

福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさくの会)結成!

1月27日(土)午後、福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさく会)創立総会がありました。規約には「クレジット・サラ金・悪徳商法被害の予防・救済とあわせ、会員の健全な生活の確保と会員相互の親睦を目的とする」として福井県内の弁護士・司法書士中心に設立準備委員会を経て、福井まんさくの会結成となりました。マンサクの花は「春を告げてまず咲く花」です。「長い冬の眠りから目覚めて躍動する生命の息吹こそが春の訪れを長く待ち望んだ心を満たす」にちなんで「まんさくの会」の名称になりました。

基調講演は、木村達也弁護士「高金利格差社会を斬る~いまなぜ被害者の会が必要なのか」がありました。福井まんさくの会の事務所は、福井地方裁判所の至近距離に事務所を設けて専従事務員も配置されます。福井まんさく会創立総会の前「クレ・サラ相談会」には福井県内から50人を超える相談者が来られました。共に頑張っていきたいと思います。

福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害者の会(福井まんさくの会)

住所〒910-0019 福井市春山1-3-22

電話 0776-88-0121 FAX 0776-88-0122

代表者 会長 島田広弁護士 事務局長 永田廣次司法書士

相談日 毎週火曜日 15時~17時 毎週木曜日 17時~19時

定例会 毎月第2、第4月曜日 18時~20時00分

被連協組織 ただいま39都道府県84の被害者の会! 10年間で倍増!

被連協加盟の被害者の会は前記、みちのく道場(岩手)、きつつきの会(岩手)、岐阜れんげの会(岐阜)の加盟及び今年1月に結成し4月の被連協代表者会議で被連協加盟の手続きとなる、静岡ふじみの会、福井まんさくの会をふくめて84の被害者の会になりました。

25年前に被連協を結成した時は5都道府県5つの被害者の会でした。96年には21都道府県44の被害者の会でした。この10年クレ・サラ被害の救済運動の前進の中でほぼ倍増し、39都道府

県84の被害者の会になりました。今年中に被害者の会がない、青森・秋田・山形・茨城・山梨・富山・山口・高知の各県でも被害者の会を作っていきたいと思っております。被連協・被害者の会の皆様、弁護士、司法書士、民主商工会の名様の格別のご協力をお願いいたします。

ご案内

「多重債務による自死をなくす会」設立記念集会IN神戸のご案内

会場 兵庫県民会館11階 パルテホール

日時 3月3日(土)午後1時00分受付、午後1時30分～午後4時45分

進行次第

1. 開会の挨拶(決意表明) 代表幹事 弘中照美
2. 設立記念集会に向けて クレ・サラ対協代表幹事 弁護士 木村達也
3. 多重債務による自死遺族からの報告 Mさん
4. 基調講演 「兵庫県自殺対策センターの活動について」
兵庫県立精神保健福祉センター所長 酒井ルミ
5. パネルディスカッション 「自殺対策基本法と自殺予防の取組みの現状と課題」
～多重債務による自殺の観点から～
コーディネーター 事務局次長 弁護士 辰巳裕規 副代表幹事 司法書士 木下浩
パネリスト ライフリンク代表 清水康之(自殺対策問題) 弁護士 伊澤正之(多重債務対策)
奄美市職員 禧久孝一(行政担当者・多重債務問題)
保健師 中村照江 本会代表幹事 弘中照美
6. 質疑応答
指定発言者 兵庫県健康生活部福祉局障害福祉課課長補佐 美濃千里
7. 閉会挨拶 副代表幹事 司法書士 木下浩 事務局長 弘中隆之
全体司会 事務局次長 司法書士 蔭山倫理 同事務局次長 司法書士 水谷英二
集会後 懇親会を予定しております。(午後5時30分から)

利息制限法金利引下実現全国会議(仮称)

創立記念シンポジウムのご案内

日時 平成19年3月4日(日) 午後1時より5時まで記念シンポジウム
(午前11時から12時まで、創立総会)

場所 主婦会館プラザエフ(東京・四谷駅徒歩1分) <http://www.plaza-f.or.jp/index.html>

記念講演 『「日本における利息制限法の歴史的推移と課題」(仮題)』

立命館大学法学部・法務研究科教授 大河純夫先生

リレー報告 「被害者の会の運動と意義について」「法改正運動の成果と課題について」
「世界各国の金利規制等の現状について」など

当会議では、利息制限法の利率を適正金利まで引き下げることが目的として、

(1) 利息制限法の基本問題に対する正確な理解と基本理念の構築、(2) 利息制限法の理念に基づく理論深化(3) 諸外国の利息制限法の調査研究(4) 利息制限法潜脱業者に対する勝訴判決の獲得と蓄積(5) 利息制限法下における多重債務被害の実態の把握と調査・研究及び救済(6) シンポジウム・集会の開催(7) 国会・地方議会、政府・政党その他の団体への要請活動及びマスコミへの働きかけなどを行う予定です。

主な役員予定者は、代表幹事・荻原正道弁護士、副代表幹事・喜成清重司法書士、牧野聡弁護士、及川智志弁護士、澤口宣男被連協会長、顧問・甲斐道太郎名誉教授、木村達也弁護士、宇都宮健児弁護士となっています。

問い合わせ先 〒422-8062 静岡市駿河区稲川3-3-10

司法書士 小澤吉徳 電話 054-282-6505まで

編集後記・事務局より

貸金業法成立に伴い内閣府に設置された多重債務者対策本部有識者会議の一員として、多重債務者を発生させないため、全ての都道府県市町村にクレ・サラの相談窓口を設置させ、相談体制の充実と、低利での公的融資の充実、そしてヤミ金融取締対策の強化などを求めて、積極的な政策提言をどしどししていきたいと思っています。皆様からのご意見・ご提言をお願いします。

自殺を思いとどませるための看板設置行動、静岡ふじみの会、福井まんさくの会の結成総会、多重債務者対策本部有識者会議の準備などで忙しくて被連協ニュース発行が遅れたことをお詫びいたします。

亡き母、兄の喪中のため新年のご挨拶を失礼させていただきました。

暖冬とはいえまだ寒さ厳しき折皆様におかれましては時節柄ご自愛をお祈り申し上げます。

(事務局長本多良男)